

令和6年度実績評価書

令和7年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（令和5年6月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している。

凡例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第 208 条の 2 の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第 211 条第 2 項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」、「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

(2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

(3) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び不同意性交等をいう。

ア 不同意性交等・・・強制性交等並びに刑法第 177 条の不同意性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の不同意性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

イ 強制性交等・・・強姦並びに改正前の刑法第 177 条の強制性交等、同法第 178 条第 2 項の準強制性交等、同法第 179 条第 2 項の監護者性交等並びに同法第 181 条第 2 項の強制性交等致死傷、準強制性交等致死傷及び監護者性交等致死傷をいう。

ウ 強姦・・・平成 29 年改正前の刑法第 177 条の強姦、同法第 178 条第 2 項の準強姦、同法第 178 条の 2 の集団強姦及び集団準強姦、同法第 181 条第 2 項の強姦致死傷及び準強姦致死傷並びに同法第 181 条第 3 項の集団強姦致死傷及び集団準強姦致死傷をいう。

- (4) 不同意わいせつ・・・強制わいせつ並びに刑法第 176 条の不同意わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の不同意わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (5) 強制わいせつ・・・改正前の刑法第 176 条の強制わいせつ、同法第 178 条第 1 項の準強制わいせつ、同法第 179 条第 1 項の監護者わいせつ並びに同法第 181 条第 1 項の強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ致死傷及び監護者わいせつ致死傷をいう。
- (6) 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
- (7) 窃盗犯・・・窃盗をいう。
- (8) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
- (9) 風俗犯・・・賭博、わいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。
- (10) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 1 号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 2 号）

ウ め犯少年・・・刑罰法令に該当しないめ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の者（少年法第 3 条第 1 項第 3 号）

(2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された 20 歳未満の者をいう。

3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

(2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

(3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

(4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

(5) 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

(6) 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。

※ 令和元年の各種数値については、平成31年1月1日から4月30日までの数を含む。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意性交等」は、強制性交等の数値である。

※ 統計、図表その他の計数資料における令和5年7月12日以前の「不同意わいせつ」は、強制わいせつの数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

5 様式の凡例

(1) 総括評価

評価を実施した各業績目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括。

(2) 主な結果（指標・事例）

各業績目標に関し、取組を実施して達成された結果（アウトカム）を統計値や事例等により示したもの。業績指標と同義。

(3) 外部要素等

業績目標をめぐる国内外の社会経済情勢等であり、取組及び成果に対して与える影響を考慮すべきもののこと。

(4) R6ー（数字）

取組に係る令和6年度行政事業レビュー事業番号を示したもの。

政策の体系

※ 下線は令和7年度に評価を実施した施策

基本目標1 現下の治安上の課題への対応

業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

基本目標2 犯罪被害者等の支援の充実

業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標3 警察活動の基盤の強化

業績目標1 先端技術・デジタル技術等の活用による警察活動の高度化・合理化

業績目標2 警察情報通信基盤の強化

基本目標4 市民生活の安全と平穏の確保

業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進

業績目標2 現場執行力の強化

業績目標3 子供の性被害防止対策の推進

業績目標4 外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進

基本目標5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標1 重要犯罪等の検挙向上

業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進

基本目標6 組織犯罪対策の推進

業績目標1 犯罪組織の存立基盤の弱体化

業績目標2 国際組織犯罪対策の推進

基本目標7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保

業績目標2 運転者対策の推進

業績目標3 道路交通環境の整備

基本目標8 国の公安の維持

業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施

業績目標3 災害への的確な対処

業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保

業績目標1 サイバー事案対策の推進

業績目標2 サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化

評価結果

基本目標		
業績目標		総括評価
1 現下の治安上の課題への対応		
1	匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進	令和6年は、匿名・流動型犯罪グループの主な資金獲得犯罪である特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害額が急増した一方、検挙件数及び検挙人員は前年を下回っており、同グループを弱体化・壊滅し、これら詐欺被害を抑止するため、戦略的取締りを強化するほか、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等を踏まえた対策を強力に推進する必要がある。 これを踏まえ、匿名・流動型犯罪グループ対策については、実態解明・取締りのための体制を強化し、機を逃さずに集中的に捜査力を投入して中枢被疑者の解明を図るなど、早期検挙に向けた捜査を一層強力に推進する。 また、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の対策については、犯罪実行者募集情報に対するリプライ機能を活用した個別警告等の更なる高度化と効果的運用、犯行のツールとして悪用される国際電話・インターネットバンキングへの対策及び効果的な広報啓発といった取組を推進するほか、外国機関と一層連携を強化し、海外拠点の摘発を推進する。
3 警察活動の基盤の強化		
2	警察情報通信基盤の強化	24時間365日いつでも警察活動を滞りなく行うため、柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤を確保する取組のほか、災害救助活動、警衛・警護等の現場において警察活動の基盤となる通信を確保するための活動を行っている機動警察通信隊の対応能力の更なる向上を図る取組を実施した。 その結果、警察基幹通信網及びIPR形警察移動無線通信システムの稼働率は、ほぼ100%と言える高い水準を維持し続けている。機動警察通信隊においては、効果的な教養訓練を計画的に実施しているほか、前年度とほぼ同数の活動を行って様々な事案に対応している。 警察活動を行う上で必要な通信を確保するため、引き続き警察情報通信基盤の強化を図る取組を推進する必要がある。
4 市民生活の安全と平穏の確保		
2	現場執行力の強化	職務質問技能の伝承の推進により若手警察官の育成を図るとともに、地域警察の主力である中堅以上の警察官の士気高揚や実務能力の向上を図っているものの、令和6年度は、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合が、過去5年間の平均値をやや下回った。 引き続き、地域警察官による検挙向上に関し効果的な取組を進め、地域警察部門全体の執行力の底上げを図る必要がある。 地域警察官に対する公務執行妨害事案における受傷率については、令和6年度は過去5年間の平均値をやや上回ったことから、より実戦に即した技能の修得や向上に資する総合対処法訓練等を一層推進するとともに、職務執行の現場で発生し得る受傷リスクを具体的に認識させ、訓練実施についての動機付けを図る教養を推進する必要がある。
4	外国人等との共生社会の実現へ向けた取組の推進	外国人等とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組については、外国人等からの通報受理訓練を実施したほか、多言語機能を有する装備資機材の操作訓練を推進し、同資機材の活用件数の増加傾向を維持した。制度・手続等の分かりやすさの確保に向けた取組については、各種手続や多言語での情報提供を推進しているが、警察庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数の増加傾向がやや低調となってきたことを踏まえ、今後は、外国人コミュニティが多く利用するメディア(SNS)を通じた情報提供を検討する。外国人等に対応するための基盤の整備については、在留外国人数の大幅な増加により、通訳人確保率の指数が目標を下回ったものの、部外通訳人の確保数は着実に増加している。引き続き、即戦力となる部外通訳人の委嘱拡大に努める。
5 犯罪捜査の的確な推進		
2	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	令和6年度は衆議院議員総選挙の違反取締りに多くの捜査員が注力する中、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は、過去5年間の平均を下回ったが、対前年比では増加し、経済をめぐる構造的不正事案の検挙事件数は、依然、過去5年間の平均を上回っており、現在の取組は一定程度の成果を上げている。 今後も、各都道府県警察に対して、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査の着実な実施等を引き続き指導するとともに、捜査幹部の指揮能力の向上を目指した研修等を推進し、政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進を図っていく。
6 組織犯罪対策の推進		
2	国際組織犯罪対策の推進	令和6年度の来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数については、窃盗犯及び凶悪犯の検挙件数が過去5年間の平均を上回り、知能犯については同平均と同程度であった。一方で、令和6年度の国際組織犯罪を助長するインフラ事犯の検挙人員は、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長共に過去5年間の平均を下回っており、今後も国内関係機関と連携した取締り等を推進する必要がある。 また、令和6年における国外逃亡被疑者の検挙人員は過去5年間の平均を上回ったものの、国外逃亡被疑者等の総数は前年よりも増加していることから、外国捜査機関等との連携や国外逃亡被疑者等の追跡等の取組を引き続き推進する必要がある。
7 安全かつ快適な交通の確保		
2	運転者対策の推進	交通安全教育、指導取締り、道路交通環境の整備等の取組を行った結果、「飲酒運転」、「最高速度違反」、「信号無視」、「指定場所一時不停止」に起因する交通死亡事故件数については、基準年である令和2年に比べて減少となっているが、「無免許運転」や「歩行者妨害等」に起因する交通事故件数は増加していることから、引き続き、積極的な交通安全教育や広報啓発、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締り等の悪質・危険運転者対策を推進する必要がある。 また、高齢運転者による交通死亡事故件数が増加していることから、今後も、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を的確に実施するとともに、関係機関・団体等に働き掛け、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するなど、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要がある。
8 国の公安の維持		
4	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	関係機関との緊密な連携を通じて、対日有害活動等に係る情報の収集・分析を推進するとともに関連事案を複数検挙した。また、水際対策に資する関係機関との合同対処訓練の実施や外国治安情報機関と連携した情報収集・分析を推進した結果、国内においては国際テロの発生はなかった。さらに、外国関係当局との間では、不正な技術移転への対処に向けた情報共有を推進するなど、諸外国との連携を深化させた。 他方で、諜報事案や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の犯行の手口が悪質かつ巧妙化するなど、対日有害活動は多様化・潜在化し、また、我が国に対するテロの脅威も継続していることから、対日有害活動や国際テロ等の未然防止及び的確な対処のための体制強化や、国内外の関係機関との情報交換等の連携、国際テロ等の未然防止に資する官民連携を一層推進する必要がある。
9 デジタル社会の安全・安心の確保		
1	サイバー事案対策の推進	サイバー事案の取締りについては、発展的に改組したサイバー特別捜査部の横断的・俯瞰的な分析能力を発揮し、国内事案の捜査や国際共同捜査、サイバー攻撃グループに関するパブリックアトリビューションで成果を挙げている。 サイバー事案の被害防止対策については、相次ぐクレジットカードの不正利用被害への対策として、悪用のおそれのあるクレジットカード番号を国際ブランド各社に一括して提供する枠組みの構築、犯罪実行者募集情報への対策として、インターネット・ホットラインセンターの取扱い情報の範囲の拡充等、情勢に応じ、関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進している。 他方、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が継続し、引き続き、サイバー事案の取締りと被害防止対策に取組む必要がある。
2	サイバー空間の脅威への対処に係る基盤の強化	人的基盤の強化については、警察大学校等において実施した教養のアンケートの結果等を翌年の教養内容の検討に還元するなど、教養の質の向上に取り組み、一定の成果を挙げている。また、民間委託教養等のサイバー人材育成に資する各種教養機会の提供を実施している。 物的基盤の強化については、資機材の更新及び情勢に応じた充実・強化のほか、職員への資機材の適正な運用のための指導を実施し、都道府県警察からの解析要請への対応件数が増加するなど一定の成果を挙げている。 他方、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が継続し、刻々と変化する技術動向に対応するために、引き続き、人的・物的基盤の強化に取組む必要性がある。

基本目標1 現下の治安上の課題への対応

業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進

令和7年度
組織犯罪対策
生活安全企業
第2課
課

業績目標の説明

近年、匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっていることから、同グループの実態解明及び取締りを強力に推進するとともに、同グループの主たる資金獲得犯罪である特殊詐欺等の被害の防止を図る。

主な取組(令和6年度までの取組)

【実態解明及び取締り】

- (1) 警察庁において長官官房審議官(調整担当)及び長官官房参事官(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)を中心とした、匿名・流動型犯罪グループに関する情報の部門横断的な集約
- (2) 都道府県警察における匿名・流動型犯罪グループの実態解明・事件検挙の体制の構築
- (3) 全国警察が一体となった迅速かつ効果的な捜査の推進
- (4) SNS事業者に対する照会対応の強化の要請 等

【特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等対策】

- (5) 犯罪実行者募集情報の削除依頼や返信(リプライ)機能を活用した個別警告
- (6) ナンバー・リクエストや優良防犯電話等の普及、国際電話不取扱受付センターの周知
- (7) 悪質な電話転送サービス事業者が保有する在庫番号の一括利用停止等の積極的な推進
- (8) 被害実態等に応じた効果的な広報啓発の推進
- (9) 外国当局との捜査共助等の推進による、海外拠点の積極的な摘発
- (10) SNS事業者やマッチングアプリ事業者と緊密に連携した悪用防止対策の推進 等

現状

- 令和6年中の財産犯の被害額が過去最悪となり、その主たる要因は特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害急増によるもの
- これらの詐欺には、匿名・流動型犯罪グループが深く関与しており、同グループへの対策が課題
- 犯罪対策閣僚会議で決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等を踏まえ、早急な対策が必要

課題

【実態解明及び取締り】

- その都度、末端の実行犯を募集してメンバーを入れ替えながら各種資金獲得犯罪を敢行し、こうした犯罪により得た利益を吸い上げている中核部分は匿名化されているため、実行犯検挙による組織の把握やメンバーの特定が困難
- 匿名・流動型犯罪グループの壊滅・弱体化を図るため、中核的人物等の摘発に資する捜査を一層強力に推進することが必要
- 犯行グループの通信手段としてSNSや匿名性の高い通信アプリが悪用

【特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等対策】

- 検知されないように隠語や画像等を利用して巧妙に偽装した犯罪実行者募集情報が存在
- 被害者を欺罔する際に用いられる手段として、特にオレオレ詐欺において携帯電話に対する架電が急増しているほか、国際電話番号の犯行への利用が急増
- SNS型投資・ロマンス詐欺の当初の接触手段について、バナー等広告によるものが減少に転じた一方、ダイレクトメッセージによるものが増加
- 被害金交付形態では、振込型が増加しており、中でもインターネットバンキング利用の振込が多く、インターネットバンキング利用の振込限度額がATM利用の振込限度額より高額であるため、1件当たりの被害額が高額化
- 海外拠点を置いた犯行が後を絶たず、海外拠点の摘発を推進することが必要

【令和7年度の業績指標】

- ① 匿名・流動型犯罪グループの検挙(事例)
- ② 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(指標1) → 過去5年間の平均値を下回る。
- ③ 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標2) → 過去5年間の平均値を上回る。
- ④ 特殊詐欺の中核被疑者の検挙人員(指標3) → 過去5年間の平均値を上回る。
- ⑤ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額(指標4) → 過去2年間の平均値を下回る。
- ⑥ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標5) → 過去2年間の平均値を上回る。 等

今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)

【実態解明及び取締り】

これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 中核被疑者の解明及び取締りに資する情報が得られる可能性がある事案については、機を逃さず集中的に捜査力を投入して中核被疑者の解明を図るなど、適用罪名にこだわることなく早期検挙に努めるとともに、捜査を担う都道府県警察からの警察庁への迅速な報告を徹底

【特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等対策】

これまでの取組に加え、以下の取組を実施

- 返信(リプライ)機能を活用した個別警告等の更なる高度化と効果的な運用
- 国際電話不取扱受付センターの周知の徹底による国際電話利用契約の利用休止の申込みや、国際電話の着信規制が可能なサービスやアプリの利用を促すなど、犯人からの電話を直接受けないための対策の更なる推進
- 警察官等をかたるオレオレ詐欺をはじめ、被害発生状況等に応じた最新の手法に関する効果的な広報啓発の更なる推進
- 金融機関に対する、インターネットバンキング利用額引上げ時の確認徹底等についての働き掛けの実施及び取引モニタリングを活用した被害拡大防止対策等の推進
- 外国機関等との連携の一層の強化 ※基本目標6業績目標2参照
- マッチングアプリ事業者に対する、アカウント開設時における本人確認強化の依頼の継続

基本目標1・業績目標1

具体的な取組状況

実態解明及び取締り

- (1) 警察庁において長官官房審議官(調整担当)を長とするワーキンググループを設置し、匿名・流動型犯罪グループに関する情報を部門横断的に集約する体制を確立するとともに、令和6年12月、全国司令塔会議を開催
- (2) 令和6年12月、都道府県警察に対し、重点取組対象事犯の指定、匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの指定及び戦略的取締り等の推進を示達し、実態解明・事件検挙体制を構築
- (3) 繁華街・歓楽街における取締り等を推進するため、12都道府県において新たに構築された専従体制を効果的に運用。また、令和6年4月に各都道府県警察に構築された特殊詐欺連合捜査班(TAIT)を活用し、迅速かつ効果的な捜査を推進(令和6年中、TAITを活用し被疑者の検挙に至った事件323件) 等

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等対策 R6-25

- (5) 犯罪実行者募集情報に対する返信(リプライ)機能を活用した投稿者への迅速な個別警告を実施(令和6年中、4,807件)
- (6) 国際電話の着信ブロック等の普及に加え、優良防犯電話の普及による、犯人からの電話を受けさせないための取組を実施(令和6年中の国際電話不取扱センターの申込み件数は69,034件)
- (7) 悪質な電話転送サービス業者に対して、固定電話番号等の利用停止措置等要請を実施(令和6年中、10事業者に対して、在庫電話の10,126番号を利用停止)
- (8) SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態等に応じ、政府広報を実施したほか、ウェブニュースアプリ上でインターネット利用者に対する注意喚起・ターゲット広告を実施
- (9) 外国当局との捜査共助等の推進により、海外拠点を積極的に摘発(令和6年中、外国当局が摘発し、日本に移送して検挙した人数は50人)
- (10) SNS事業者、マッチングアプリ事業者に対して、犯行に利用されたSNSアカウントの利用停止を促す仕組みの運用を開始。また、マッチングアプリ事業者に対して、アカウント開設時の本人確認の厳格化を働き掛け 等

外部要素等

- 匿名性・秘匿性の高い通信手段の普及に伴い、犯罪グループの中核部分が匿名化
- 暗号資産やインターネットバンキングの普及に伴い、犯罪グループの犯罪収益移転に悪用

主な結果(指標・事例)

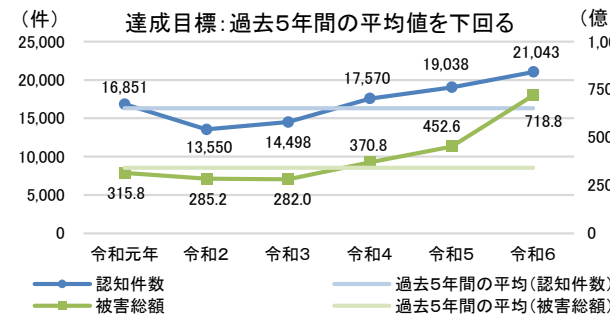
① 匿名・流動型犯罪グループの検挙(事例)(達成年:令和6年度)

無職の男らは、カンボジア王国に架け子グループの拠点を置き、介護施設の職員等を装って、国内の高齢者に電話をかけ、同介護施設への入居契約を解約する費用の名目で現金を交付させてだまし取る架空料金請求詐欺を敢行していた。令和5年11月にカンボジア王国から退去強制された同男ら25人を詐欺罪で逮捕していたところであるが、その後の突き上げ捜査の結果、同拠点のリーダー役を担っていた同男らがフィリピン共和国に逃亡していることが判明し、令和6年12月までに、同国から退去強制された同男ら4人を詐欺罪で逮捕した。

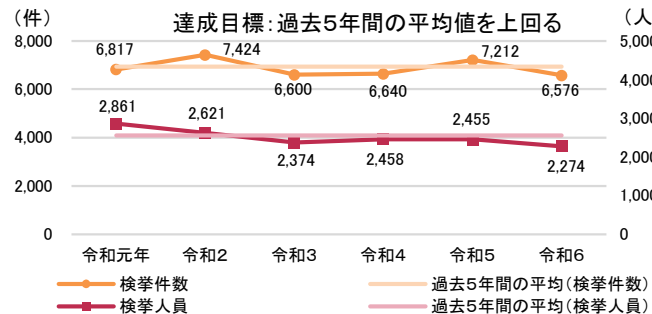
飲食店経営の男らは、令和6年2月から同年7月にかけて、バイナリーオプション取引を指導する講師になりすまし、SNSを通じて、被害者に対し、同講師の指示するとおりと同取引に投資すれば、短期間で多額の利益を確実に得られるものと誤信させ、投資に関する情報商材の購入代金名目で合計約760万円をだまし取った。同年10月までに、大阪府内に所在する打ち子グループ拠点を摘発して、同男ら41人を詐欺罪で逮捕した。

建設作業員の男らは、令和6年9月、質店に侵入し、パールでショーケースを叩き割って腕時計を強取した。その場で同男を逮捕し、捜査を進めたところ、同男らは、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募し、指示役から匿名性の高い通信手段で連絡を取るよう誘導され、指示を受けて犯行に及んだことが判明した。また、逃走した共犯者らは、犯行後にも指示役から指示を受けて別件窃盗を敢行したことも判明した。同年11月までに、同男ら4人を強盗致傷事件で逮捕した。

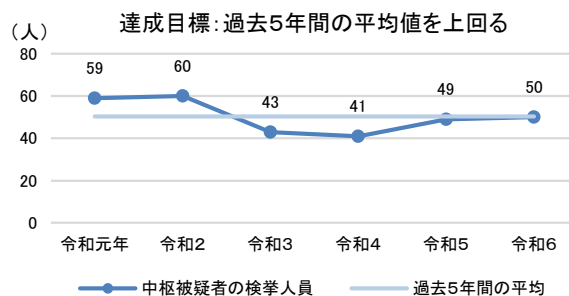
② 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(指標1)(達成年:令和6年)



③ 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標2)(達成年:令和6年)



④ 特殊詐欺の中核被疑者の検挙人員(指標3)(達成年:令和6年)



⑤ SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額(指標4)(達成年:令和6年)

達成目標: 昨年の数値を下回る

	令和5年	令和6年
認知件数(件)	3,846	10,237
被害総額(億円)	455.2	1,271.9

⑥ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員(指標5)(達成年:令和6年)

	令和6年
検挙件数(件)	262
検挙人員(人)	129

基本目標3 警察活動の基盤の強化

業績目標2 警察情報通信基盤の強化

令和7年度
基盤

業績目標の説明

警察業務のデジタル化及び大規模災害の発生、警衛・警護、雑踏警備等に備えた警察情報通信基盤の強化を図る。

現状

- 警察では、事件・事故、災害等に的確に対応するため、様々な情報通信システムを開発し、全国に整備するとともに、その高度化のための取組を推進している。
- 全国の情報通信部に設置されている機動警察通信隊では、事件・事故の捜査、災害救助活動、警衛・警護、雑踏警備等の現場において警察活動の基盤となる通信を確保するため、様々な活動を行っている。

【令和7年度の業績指標】

- ① 時代の変化に対応して、24時間365日警察活動を滞りなく行うため、情報伝達の要である「警察基幹通信網」、警察本部の通信指令室と警察署、パトカー及び現場警察官との通信に使用する「移動通信システム」及び民間技術を活用した「高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）」の維持管理並びに高度化を図り、柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤を確保する。
- ② 大規模災害発生時のほか、警衛・警護、雑踏警備及び国境離島警備において、警察本部と現場警察官との間の指揮命令、連絡等が円滑に行われるよう、無線の不感地帯対策や、現場映像の撮影・伝送等の情報通信対策を的確に講ずる。また、撮影した映像を必要に応じて警察庁や首相官邸にも伝送し、政府の初動対応にも貢献する。

主な取組（令和6年度までの取組）

【柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保】

- (1) 警察基幹通信網の更新・整備
 - (2) IPR形警察移動無線通信システムの維持管理
 - (3) 政府施策に応じた高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の改修・機能の追加
- 上記の取組に加えて、以下を実施した。
- (4) 警察情報通信設備等の更新・整備
 - (5) 全国で発生した警察情報通信設備に関する障害事例を踏まえた効果的な機器の保全の推進

課題

【柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保】

- 警察情報通信基盤を24時間365日運用するために必要となる関連機器について、維持管理の保全に努めつつ、経年による老朽化等に対応した更新・整備に当たる必要
- 変容する日本社会の中で警察機能を維持・向上するため、将来の技術革新を見据えつつ、現行の高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の機能追加・改修や次期同システムの整備に向けた検討が必要不可欠

今後の取組の重点（令和7年度以降の取組）

【柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保】

- 契約実績及び市場調査に基づく金額の精査及び仕様の見直し・点検並びに競争性を確保するための見直しを推進し、予算額の縮減に努めつつ、次の取組を継続して実施する。
- 警察基幹通信網を更新・整備し、安定した信頼性のある広帯域なネットワークを構築
 - IPR形警察移動無線通信システムの維持管理
 - 現行の高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の機能追加・改修や次期同システムの整備に向けた検討
 - 警察情報通信設備等（無線中継所、警察電話用交換装置、衛星通信システム及びヘリコプターテレビシステム）の更新・整備
 - 全国で発生した警察情報通信設備に関する障害事例を踏まえた効果的な機器の保全の推進

【機動警察通信隊の対処能力の更なる向上】

- (6) 機動警察通信隊に対する教養訓練等の実施
- (7) 警察大学校附属警察情報通信学校における専科教養の実施

【機動警察通信隊の対処能力の更なる向上】

- あらゆる災害現場・警備活動において映像伝送等を的確に実施するため、機動警察通信隊の訓練を一層推進し、対処能力の更なる向上を図る必要

【機動警察通信隊の対処能力の更なる向上】

- 次のとおり、これまでの取組を継続して実施する。
- 警察庁計画訓練、管区警察局等計画訓練、都道府県計画訓練及び都道府県警察合同訓練を実施し、その結果を踏まえて訓練の見直しを適宜実施するなどして、より効果的な教養訓練を推進
 - 警察大学校附属警察情報通信学校において、機動通信業務に関する専科教養を年間4課程実施する計画

具体的な取組状況

柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保

- (1) 警察基幹通信網を構成する情報通信機器の調達を令和6年度に完了
- (2) 全国の警察に整備されているIPR形警察移動無線通信システムの維持管理を実施
- (3) 高度警察情報通信基盤システム(PⅢ)について、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用開始に伴い、PⅢデータ端末を用いてマイナ免許証に記録された特定免許情報(有効期間の末日、免許の種類等)を読み取ることができるアプリを開発し、導入
- (4) 各種情報通信設備の更新整備 **R6-55**
 - ① 設置年数が50年以上経過した無線中継所の更新・改修
 - ② 耐用年数を超過した警察電話用交換装置の更新整備
 - ③ 耐用年数を超過した衛星通信システムの更新整備
 - ④ 耐用年数を超過したヘリコプターテレビシステムの更新整備
- (5) 全国で発生した警察情報通信設備に関する障害事例について、影響、原因等を分析した資料を警察庁において作成し、全国の情報通信部に情報共有するとともに、教養に活用するよう促すなどして再発防止に努める取組を推進(令和6年度中、6件情報共有)

機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

- (6) 機動警察通信隊の事案対処能力の更なる向上に資するため、効果的な教養訓練を計画的に実施

		単位	令和6年度
警察庁主催の訓練実施状況	教養訓練	件	2
	速報対応訓練	件	9
	指揮訓練	件	1
	総合訓練	件	1

- (7) 警察大学校附属警察情報通信学校において、機動警察通信隊の活動及び映像通信対策に必要な知識及び技能を修得させる課程等を実施(令和6年度中、計4課程を実施)

外部要素等

- 通信事業者が提供する通信回線における障害の発生
- 大規模災害の発生
- 警衛・警護、雑踏警備案件の有無

主な結果(指標・事例)

① 柔軟かつ強じんな警察情報通信基盤の確保

耐用年数を超過した各種情報通信設備の更新整備を実施し、これら警察情報通信設備等の安定した運用を図ることにより、的確な警察活動を行う上で必要な通信を確保

①-1 警察基幹通信網(警察庁～警察本部～警察署)の稼働率 達成目標:100%を維持

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
警察基幹通信網(警察庁～警察本部～警察署)の稼働率※	成果実績	%	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	目標値	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	達成度	%	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

※ 稼働率=[1-(り障時間/総稼働時間)]*100

①-2 IPR形警察移動無線通信システムの稼働率 達成目標:100%を維持

		単位	令和5年度	令和6年度
IPR形警察移動通信システムの稼働率※	成果実績	%	99.9	99.9
	目標値	%	100.0	100.0
	達成度	%	99.9	99.9

※ 稼働率=[1-(り障時間/総稼働時間)]*100

② 災害発生時や警衛・警護、雑踏警備、国境離島警備に係る機動警察通信隊の活動状況

		単位	令和5年度	令和6年度
機動警察通信隊の活動状況	災害	件	33	32
	警衛	件	84	99
	警護	件	402	415
	雑踏警備	件	226	207
	国境離島警備	件	36	33



災害における被災状況等の情報収集活動



雑踏警備における現場映像の撮影・伝送



国境離島警備における衛星電話アンテナの設置



業績目標2 現場執行力の強化

令和7年度企業安全生活月令生人

業績目標の説明

地域警察官をはじめとする第一線警察官の術科訓練の推進や装備の充実等により裏付けられる第一線警察組織の街頭活動及び初動警察活動の執行力の強化を図る。

現状(令和6年度の状況)

- 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、過去5年間の平均値をやや下回った。
- 公務執行妨害事案(対地域警察官)における受傷率については、18.7%で、過去5年間の平均値(17.2%)をやや上回った。
- 逮捕術等を効果的に用いた制圧事例については、相手が刃物等の凶器を示した事案29件について、楯等の装備資機材を有効活用するとともに、大腰、脇固め等の逮捕術を用いて、いずれも受傷することなく制圧検挙した。

【令和7年度の業績指標】

- ① 総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合
→ 過去5年間の平均値と同水準を維持する。
- ② 公務執行妨害事案(対地域警察官)における受傷率
→ 過去5年間の平均値を下回る。
- ③ 逮捕術等を効果的に用いた制圧事例等
→ 被疑者が凶器を使用した事案等において、逮捕術等を効果的に用いて、適切・確な制圧を行う。

主な取組(令和6年度までの取組)

【地域警察官による検挙向上】

- (1) 職務質問の技能の伝承を推進
- (2) 今後の若手警察官の育成や地域警察活動の推進方策に役立てるために、各都道府県警察において、モデル事業として他部門の署員と協働した街頭活動を実施するとともに、この結果も踏まえ積極的な街頭活動の強化を図るなど、各種取組を推進

課題

【地域警察官による検挙向上】

- 地域警察部門における若手警察官の早期育成・戦力化のためには、継続的な職務質問の技能の伝承が重要
- モデル事業として、若手地域警察官と他部門の専務員とが協働した各種取組を推進してきたものの、総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は向上していないことを踏まえ、積極的な街頭活動の強化に向けた更なる取組の推進が必要

今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)

【地域警察官による検挙向上】

- 指導体制の構築や指導対象者のニーズに応じた指導教養の実施等の再徹底を図るなど、職務質問技能伝承の更なる推進
- モデル事業で得られた効果的な取組の継続的な実施や確実な定着により、若手警察官の育成を図るとともに、地域警察部門の主力である中堅以上の警察官の士気高揚や実務能力の更なる向上も併せて推進し、地域警察部門全体の執行力の底上げを図る

【公務執行妨害事案における受傷事故防止及び効果的な制圧検挙】

- (3) 実戦に即した「総合対処法訓練」、「逮捕術訓練」及び「拳銃訓練」の推進
- (4) 受傷することなく犯人等を制圧・検挙する総合対処技能の向上ワーキンググループの設置

【公務執行妨害事案における受傷事故防止及び効果的な制圧検挙】

- 受傷することなく犯人等を制圧・検挙するための総合対処技能向上を図ることを目的とした総合対処法訓練、逮捕術訓練及び拳銃訓練の定着化

**【公務執行妨害事案における受傷事故防止及び効果的な制圧
検挙】**

- より実戦に即した技能の修得や向上に資する総合対処法訓練、逮捕術訓練及び拳銃訓練の一層の推進
 - 職務執行の現場で発生し得る受傷リスクを具体的に認識させ、訓練実施についての動機付けを図る教養の推進
- ※ 術科訓練がより実戦に即した効果的なものになるよう、受傷事例を含む各種事例について検討・分析を行い、結果を第一線警察官の訓練内容等に反映

具体的な取組状況

地域警察官による検挙向上

(1) 職務質問の技能の伝承を推進

令和元年12月に発出した「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」等に基づき、都道府県警察に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進。令和7年1月に「職務質問技能伝承の更なる推進について(通達)」を発出し、こうした取組を引き続き強力に推進。

(2) 街頭活動・若手育成の推進

令和5年に実施した街頭活動強化のモデル事業の結果を踏まえ、令和6年3月に「国民の安心感を高めるための積極的な街頭活動の強化について(通達)」を発出し、積極的な街頭活動の強化、執行力の強化及び士気の高揚のための方策を推進した。

公務執行妨害事案における受傷事故防止及び効果的な制圧検挙

(3) 実戦に即した「総合対処法訓練」、「逮捕術訓練」及び「拳銃訓練」の推進

令和2年3月に発出した「『総合対処法訓練要綱』の制定について(通達)」等に基づき、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するための総合対処法訓練、逮捕術訓練及び拳銃訓練を推進した。

(4) 受傷することなく犯人等を制圧・検挙する総合対処技能の向上ワーキンググループの設置

令和6年5月、職務執行の現場で凶器等を所持した犯人等と対峙(じ)する場面における柔軟かつ迅速・的確な判断能力及び対処技能を修得、向上させるために、総括審議官を長とするワーキンググループを設置し、現状の問題点や必要な方策について検討。令和7年2月に「総合対処法訓練等の一層の推進について(通達)」を発出し、実際の受傷事例等を活用した危機意識の醸成や受傷する危険性が高いと認められる場面を想定した訓練の推進を指示した。

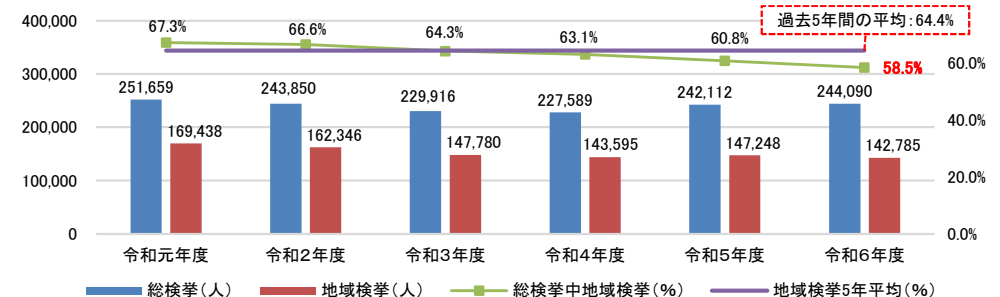
外部要素等

- 「保護・救護」や「けんか口論」等の110番通報件数の増加及び犯罪情勢の変化

主な結果(指標・事例)

① 刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合(達成年:令和6年度)

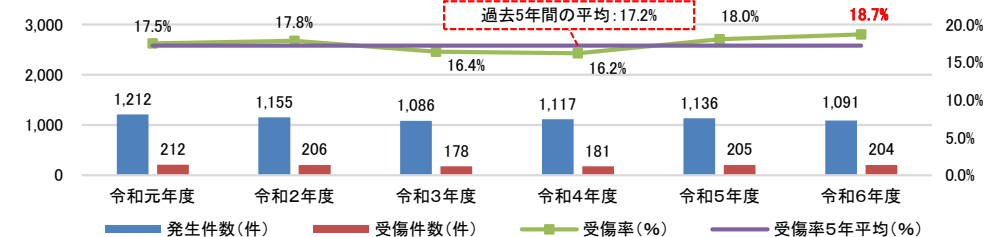
達成目標:過去5年間の平均値と同水準を維持する。



結果:総検挙人員中地域検挙人員の割合は58.5%で過去5年間の平均値をやや下回った。

② 公務執行妨害事案における受傷率(対地域警察官)(達成年:令和6年度)

達成目標:過去5年間の平均値を下回る。



結果:受傷率は18.7%で過去5年間の平均値をやや上回った。

③ 逮捕術等を効果的に用いた制圧事例等(達成年:令和6年度)

達成目標:被疑者が凶器を使用した事案等において、逮捕術等を効果的に用いて、適切な制圧を行う。

事例

- 鉄パイプを振り回す男を拳銃を用いて「撃つぞ、武器を捨てろ」と予告・警告し、男が逃走して鉄パイプを落としたところを大腰で投げ、制圧した。
- 包丁を振り回す男を防弾楯(たて)で防ぎながら、仰向けに抑え込み制圧した。
- 相勤員が刃物を所持している男と対峙している隙に、他の警察官が男の後方から近づき、刃物を持った腕を脇固めで極め、押し倒し制圧した。

基本目標4 市民生活の安全と平穩の確保

業績目標4 外国人等との共生社会の実現に向けた取組の推進

令和7年度
企画
8月課

業績目標の説明

今後、増加が見込まれる訪日・在留外国人を含む、日本語を母語としない外国人等が我が国の良好な治安を体感できるような環境を整備する取組を推進する。

現状

- 外国人材の受入れにより、警察活動において対応すべき言語が多様化し、通訳・翻訳ニーズが増加
- 「外国人等との共生社会の実現に向けた取組について(通達)」(令和4年4月15日付け警察庁内企画発第28号)に基づき、
 - ・ 外国人等とのコミュニケーションの円滑化
 - ・ 我が国警察に係る制度、手続き等の分かりやすさの確保
 - ・ 外国人等に対応するための基盤の整備を柱に全国警察で実態に沿った取組を推進

【令和7年度の業績指標】

- ① 多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用件数
→ 前年度の値を上回る。
- ② 警察庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス数
→ 前年の値を上回る。
- ③ 通訳人確保率の指数
→ 令和元年の値を上回る。

主な取組(令和6年度までの取組)

【外国人等とのコミュニケーションの円滑化】

- (1) 多言語翻訳機能を有する装備資機材の有効活用に向けた取組
- (2) 外国人等からの通報受理等を円滑に行うための取組

【制度・手続等の分かりやすさの確保】

- (3) 遺失・拾得、運転免許学科試験等の多言語化に向けた取組
- (4) 防犯・防災や警察の制度・活動等に係る適切な情報の提供に関する取組

【外国人等に対応するための基盤の整備】

- (5) 通訳人(※)の確保及び能力向上に向けた取組
- (6) 関係機関・団体や外国人等コミュニティとの連携強化

※ 通訳人のうち、部内通訳人は、各都道府県警察から、通訳人として指定・登録を受けている警察職員をいい、部外通訳人は、都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人をいう。

課題

【外国人等とのコミュニケーションの円滑化】

- 各種警察活動における翻訳資機材のニーズは多様化しており、現場の需要を常に把握しつつ、情勢に沿った対応をしていくことが必要
- 警察職員への訓練の促進と併せて、通報要領に関する外国人等への継続的な周知活動が必要

【制度・手続等の分かりやすさの確保】

- 各種手続の多言語化に関する整備を継続しつつ、日本語能力が必ずしも高くない外国人等にも分かりやすいように、より汎用性の高い柔軟な対応を可能とすることが必要
- 情報提供や広報活動においては、内容が確実に対象者に届くよう、より適切な伝え方を追求することが必要

【外国人等に対応するための基盤の整備】

- 対応すべき言語が多様化している状況を踏まえ、部内通訳人の育成に継続的に取り組むとともに、即戦力としての部外通訳人の委嘱拡大が必要
- 防犯に関する外国人等のニーズを的確に把握するため、コミュニケーション機会を増やすことが必要

今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)

【外国人等とのコミュニケーションの円滑化】

- 全国警察の先進的な翻訳資機材の活用事例を集約・共有し、多様な翻訳資機材の導入を促進
- AI翻訳等の先進的技術の警察活動への導入に関する継続的な調査研究と活用方法の検討を推進
- 外国人留学生や技能実習生が参画した通報体験等の先進的な取組を集約・共有し、外国人等と連携した実践的な通報受理訓練及び通報システムの広報を促進

【制度・手続等の分かりやすさの確保】

- 有識者による「やさしい日本語」に関する研修会を開催するなど、各種情報提供における「やさしい日本語」対応の強化を促進
- 在留外国人への啓発手段・情報提供手段の実態調査を行い、全国警察のリーディングケースを集約・共有し、外国人コミュニティが多く利用するメディアを通じたより良い伝達方法による情報提供を追求
- 警察庁で運用するSNSにおける「やさしい日本語」の導入

【外国人等に対応するための基盤の整備】

- より効果的な通訳人の確保方法を分析し、部外通訳人の委嘱拡大を促進
- 在留外国人と連携・協力した先進的な自主防犯活動事例を集約・共有し、外国人コミュニティによる自主防犯活動の後押しや外国人等の防犯ボランティアへの参画を促進

基本目標4・業績目標4

具体的な取組状況

外国人等とのコミュニケーションの円滑化

- (1) 多言語翻訳機能を有する装備資機材の有効活用に向けた取組
→ 外国人等への対応において多言語翻訳機能を有する装備資機材を有効活用できるよう、警察学校の学生をはじめとした職員に対する操作訓練の実施を推進
- (2) 外国人等からの通報受理等を円滑に行うための取組
→ 外国人指導者による三者通話訓練をはじめとした外国人等からの通報受理等を円滑に行うための取組を推進



警察学校初任科生に対して多言語機能を有する装備資機材活用の訓練を行う様子

外国人指導者による三者通話訓練を行う様子



警察庁では英語版のHPを整備

外国人留学生と技能実習生が犯罪に手を染めドロップアウトしていく様子を描いた啓発用映像(警視庁制作)



制度・手続等の分かりやすさの確保

- (3) 遺失・拾得、運転免許学科試験等の多言語化に向けた取組
→ 遺失物管理システムの多言語対応機能を順次、全国に整備中であるほか、運転免許学科試験についても20言語の問題例を整備
- (4) 防犯・防災や警察の制度・活動等に係る適切な情報提供に関する取組
→ 全国警察が各地域の情勢に合わせ、多言語に対応したHPや広報チラシ等のほか、外国人を対象としたSNSによる情報発信を展開

外国人等に対応するための基盤の整備

- (5) 通訳人材の確保及び能力向上に向けた取組
→ 警察大学校国際警察センターにおける部内通訳人育成のほか、警察ウェブサイトやYouTubeを活用した募集動画による広報等を活用し、部外通訳人の委嘱拡大を推進
- (6) 関係機関・団体や外国人等コミュニティとの連携強化
→ 行政機関や教育機関等と連携した外国人への防犯講習等の活動をはじめ、外国人等が集まるイベントに参加して各種啓発活動を行うなど、外国人等コミュニティとの協力関係を構築するための活動を推進

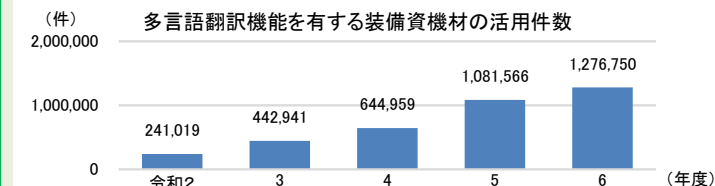
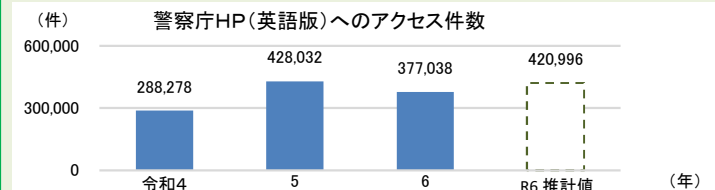


少数言語をはじめとした部外通訳人の確保に向け、その需要の高さを視聴者に訴える募集動画をYouTubeで発信(福岡県警制作)

在留外国人及び行政機関の職員と合同で外国人経営店舗集中地域における合同パトロール及び各店舗に対する防犯啓発活動を実施した際の様子



主な結果(指標・事例)

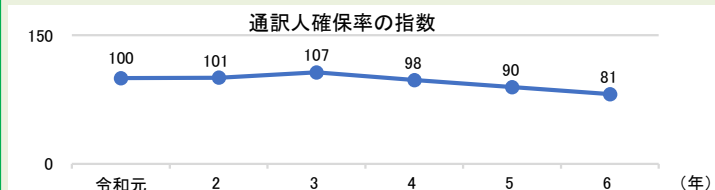
① 多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用件数
(達成年: 令和6年度、達成目標: 前年度の値を上回る)② 警察庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス数
(達成年: 令和6年、達成目標: 前年の値を上回る)

閲覧できない状態となっていた令和6年10～11月を令和6年のアクセス数から除いた上で1.2倍した推計値でも、前年と同水準に留まった。

③ 通訳人確保率(※)の指数

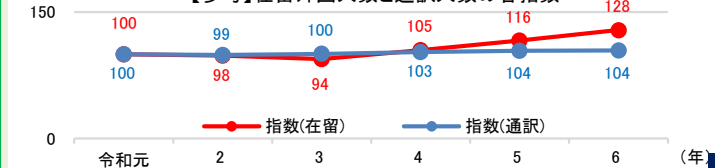
(達成年: 令和6年、達成目標: 令和元年の値を上回る)

※ 在留外国人数に対する警察で確保した通訳人数の割合
(通訳人数は、部内通訳人及び部外通訳人の総数)



通訳人数は令和元年を上回ったものの、在留外国人数がそれ以上に増加したため、通訳人確保率は令和元年を下回った。

【参考】在留外国人数と通訳人数の各指数



外部要素等

- 訪日外国人数は、令和元年に過去最高を記録した後、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したものの、その収束後は再び増加
- 在留外国人数も同様に増加しており、令和6年末現在で約377万人と過去最高を更新

訪日外客数の推移(万人)



※ 訪日外国人旅行者数(出典: 日本政府観光局HP)
<https://www.jnto.go.jp>

在留外国人数の推移(万人)



※ 在留外国人数(出典: 出入国在留管理庁HP)
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

基本目標5 犯罪捜査の的確な推進

業績目標2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

令和7年度第2回月課

業績目標の説明

贈収賄事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。

現状

【政治・行政をめぐる不正事案】

- 国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は、依然として後を絶たない。
- 政治・行政をめぐる不正事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、通常は被害申告や目撃者の証言等が期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易でない。

【経済をめぐる不正事案】

- 企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事犯のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯や、国及び地方公共団体の補助金等の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、弁護士や税理士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

【令和7年度の業績指標】

政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例）

→ 過去5年間の平均並みの水準を維持する。

※1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況

→ 過去5年間の平均：58事件

※2 経済をめぐる構造的不正事案の検挙状況

→ 過去5年間の平均：92事件

主な取組（令和6年度までの取組）

【研修の実施】

- (1) 政治・行政・経済の構造的不正事案に係る犯罪の捜査の現状及び問題点並びに捜査指揮についての研修の実施。
- (2) 経済をめぐる構造的不正事案に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用等を目的とした研修の実施。
- (3) 財務局等関係機関との人事交流の推進

【実践的な会議の開催】

- (4) 政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした実践的な会議の開催。

【招致指導・出張指導の実施】

- (5) 都道府県警察に対する個別指導の実施。

課題

【端緒情報の収集・分析】

- 政治・行政・経済の幅広い分野に潜在する様々な不正を明確に摘発するための端緒情報の収集・分析が必要。

【スピード感のある捜査の実施】

- 立証上重要となる客観証拠を早急に押収するためのスピード感のある捜査の実施が必要。

【捜査幹部の指揮能力向上】

- 捜査環境や社会情勢の変化に的確に対応するための捜査幹部の指揮能力向上が必要。

【的確な選挙違反の取締り】

- 各種情勢を踏まえた的確な選挙違反の取締りが必要。

今後の取組の重点（令和7年度以降の取組）

【研修の実施】

- 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施する。

【財務捜査能力の向上及び研鑽】

- 金融機関、企業等における経済をめぐる構造的不正事案を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務捜査分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、財務局等関係機関との人事交流を推進する。

【実践的な会議の開催】

- 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象に、構造的不正事案の捜査における課題等について、部外講師による指導や、グループに分かれての個別検討等を行う、より実践的・効果的な会議を開催する。

【都道府県警察に対する個別指導】

- 実績を向上させるために個別の指導を要する都道府県警察に職員が赴き、当該都道府県警察の状況を把握した上、構造的不正事案の捜査要領等について、当該都道府県警察の幹部や捜査指揮官に対する指導をより積極的に実施する。

基本目標5・業績目標2

具体的な取組状況

研修の実施等

- (1) 政治・行政・経済の構造的不正事案に係る犯罪の捜査の現状及び問題点並びに捜査指揮についての研修の実施。
→ 新任知能犯特捜班長・指導官等を対象とした研修(令和6年4月:55人)
→ 知能特捜班に配置されている、又は、今後、知能犯特捜班への配置が見込まれている警部補又は巡査部長を対象とした研修(令和6年5月:105人)
→ 知能犯特捜班長又は将来知能犯特捜班長となることが予定されている警部を対象とした教養(令和7年1月:33人)
- (2) 経済をめぐる構造的不正事案に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用等を目的とした研修の実施。
→ 財務捜査研修センターでの教養(令和6年度中:162人)
- (3) 財務局等関係機関との人事交流の推進。
→ 捜査力の強化の一環として、都道府県警察の警察官を財務局等関係機関へ出向

実践的な会議の実施

- (4) 政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした実践的な会議の開催。
→ 重要知能犯捜査の指揮を執る者を対象とする会議(令和6年12月)
→ 警察署に対する告訴指導等を実際に担当している警視又は警部を対象とする会議(令和7年2月)

招致指導・出張指導の実施

- (5) 都道府県警察に対する個別指導の実施。
→ 令和6年度中、出張指導143回、招致指導43回

第50回衆議院議員選挙取締りの推進

- 全国捜査関係課長等会議・分科会(令和6年9月)
- 全国選挙違反取締主管課長会議(令和6年10月)
- 各都道府県警察に「第50回衆議院議員総選挙違反取締本部」を設置(令和6年10月)
- 出張指導51回(令和6年9月～10月)

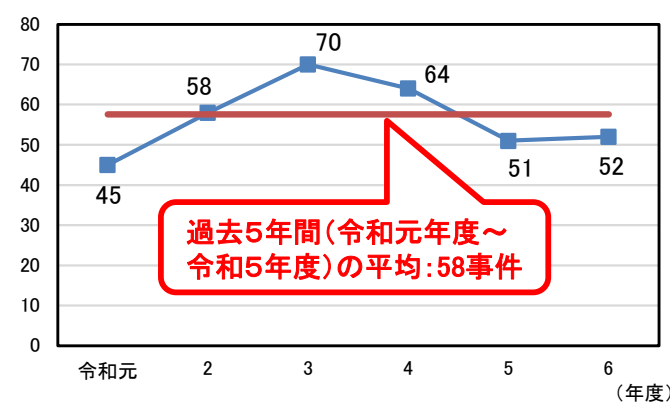
主な結果(指標・事例)

【指標】(達成年:令和6年度)

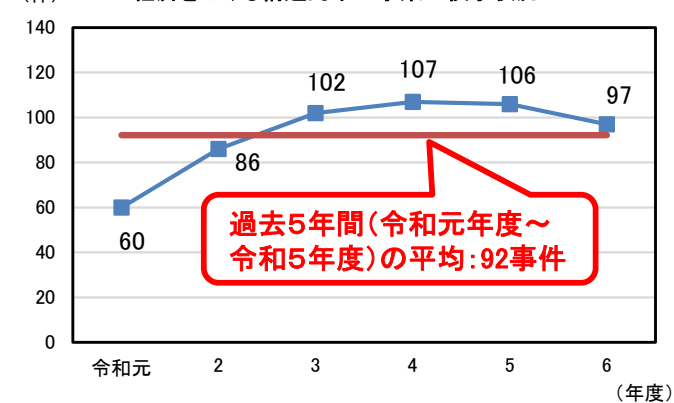
政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)

達成目標:過去5年間の平均並みの水準を維持する。

政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況



経済をめぐる構造的不正事案の検挙状況



項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況(事件)(注1)	45	58	70	64	51	52
贈収賄(事件)	23	30	39	40	30	28
談合・競売入札妨害(事件)	18	27	27	17	18	20
あっせん利得処罰法違反(事件)	0	0	0	1	0	0
その他主要事件(事件)	4	1	4	6	3	4

注1 公職選挙法違反事件を除く。また、同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

注2 企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯。

注3 金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済的不正事案の検挙状況(事件)	60	86	102	107	106	97
金融・不良債権関連事犯(事件)	24	27	21	16	17	8
企業の経営等に係る違法事犯等(事件)(注2)	9	30	42	56	65	56
その他(事件)(注3)	27	29	39	35	24	33

※ 第50回衆議院議員総選挙における違反取締状況

(1) 検挙状況

→令和6年11月26日(期日後30日)までに40事件・72件・60人(うち逮捕12人)

(2) 警告状況

→令和6年11月26日(期日後30日)までに864件

外部要素等

- 告訴・告発の受理件数の増加
→ 令和6年中の知能犯罪に関する告訴・告発の受理件数は2,679件であり、令和元年の1,735件と比較して54.4%増加している。

基本目標6 組織犯罪対策の推進

業績目標2 国際組織犯罪対策の強化

令和7年8月
国際捜査管理官

業績目標の説明	現状	【令和7年度の業績指標】
犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。	○ 令和6年中の来日外国人犯罪は、総検挙件数・人員共に、令和5年から2年連続で増加 ○ 令和6年中の来日外国人による刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合は、日本人の約3.3倍で、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向 ○ 一部の来日外国人犯罪組織には、SNS等を利用した緩やかなつながりを利用し、役割を分担しながら資金獲得活動を行うなど、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有するものも認められる	【令和7年度の業績指標】 ① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数(指標1) ② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙人員(指標2) ③ 国外逃亡被疑者の検挙人員(指標3) → ①～③いずれも過去5年間の平均を上回る。 等
主な取組(令和6年度までの取組)	課題	今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)
【国内関係機関との連携】 (1) 関係機関と連携した水際対策を実施 (2) 関係機関と連携した合同摘発を実施 等	【国内関係機関との連携】 ○ 来日外国人犯罪の総検挙件数が増加しているところ、依然として在留カード等偽造等の犯罪インフラ事犯が認められ、引き続き関係機関と連携した取締り等が必要	【国内関係機関との連携】(引き続き、次の取組を実施) ○ 出入国在留管理局と連携し、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配を実施 ○ APIS等を活用して関係機関と連携した水際対策を実施 ○ 出入国在留管理局や税関と連携した合同摘発を促進
【外国捜査機関等との連携】 (3) ICPOを通じた捜査協力のほか、外交ルートや条約・協定を活用し、外国捜査機関に対して捜査共助を要請 (4) 国際組織犯罪対策に関連する様々な国際会合に参加 等	【外国捜査機関等との連携】 ○ 海外所在の指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で犯行に及ぶなど、国境を越えた組織的な犯罪が多数認められる ○ 来日外国人グループ等により、組織的に金属盗や自動車盗、万引き等が敢行され、盗品が海外に輸出される等の事案が発生しており、こうした事案が不法滞在外国人等の収入源となっている	【外国捜査機関等との連携】(これまでの取組に加え、次の取組を実施) ○ ICPOにおける会議や実務者協議の現場等において、被疑者の引渡し・退去強制に関する協力を要請 ○ 海外の捜査当局に対し、日本国内での被害状況等を説明するとともに、逃亡被疑者の所在捜査を要請するなど、連携を推進 ○ 外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携を強化
【国外逃亡被疑者等の追跡】 (5) 関係国との捜査協力を通じた被疑者の追跡による検挙を推進 (6) 被疑者の所在国における国外犯処罰規定の適用を促進 等	【国外逃亡被疑者等の追跡】 ○ 国外逃亡被疑者等の総数は、前年に比べて増加(令和6年末現在835人、うち外国人640人(前年比+51人、うち外国人+31人)) ○ 首謀者や指示役のほか、拠点が海外に所在するケースが増加	【国外逃亡被疑者等の追跡】(これまでの取組に加え、次の取組を実施) ○ 海外拠点の摘発に当たり、外国当局と連携し、情報交換や証拠品等の円滑な引渡し等の対応を実施 ○ 国外所在被疑者の身柄輸送体制の強化のため、現地大使館、外国当局、航空会社等との連携を強化
【国際捜査に関する知識・技能の向上】 (7) 国際捜査に関する専科教養を実施 (8) 都道府県警察に対し、国際捜査に関する執務資料を発行 等	【国際捜査に関する知識・技能の向上】 ○ 日々変化している情勢に都道府県警察が対応できるよう、最新の教養等を継続して実施していくことが必要	【国際捜査に関する知識・技能の向上】(引き続き、次の取組を実施) ○ 都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施 ○ 発行した執務資料に基づく捜査を推進

具体的な取組状況

国内関係機関との連携

- (1) APIS等を活用し、関係機関と連携した水際対策を実施
- (2) 出入国在留管理庁と連携し、偽造滞在者等に対する合同摘発を実施
税関と連携し、不正輸出入を防止するための合同摘発を実施

等

外国捜査機関等との連携

R6-59

(3) 捜査協力、捜査共助を要請

ICPOを通じた捜査協力件数の推移(平成27年～令和6年)

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
要請を受託した件数		1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874
要請した件数		318	294	327	445	424	385	414	472	749	1,169

(注)数値は、各年末現在

捜査共助件数の推移(平成27年～令和6年)

区分	年次	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
要請を受託した件数		36	37	32	63	38	43	74	34	56	125
要請した件数		53	83	109	156	186	169	199	208	330	625

(注)数値は、各年末現在

- (4) ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献

等

国外逃亡被疑者等の追跡

R6-59

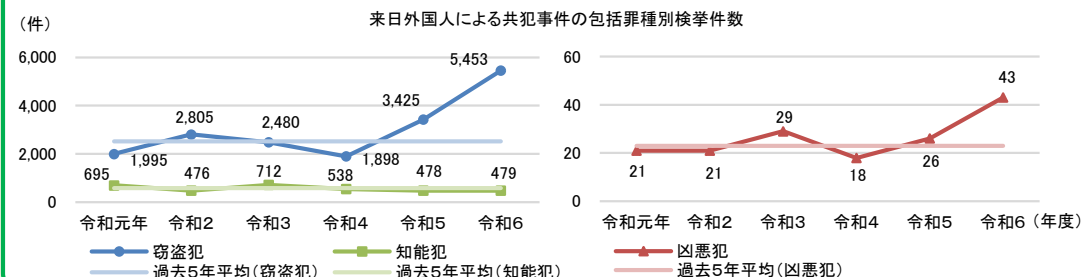
- (5) 国外所在被疑者に対し、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、所在確認や追跡を実施
- (6) 国外所在被疑者等が行った日本国内における犯罪に関する資料等を所在国の捜査機関に提供するなどして、所在国における国外犯処罰規定の適用を促進(令和6年中、新たに1件、2人について国外犯処罰規定の適用事例を把握)

等

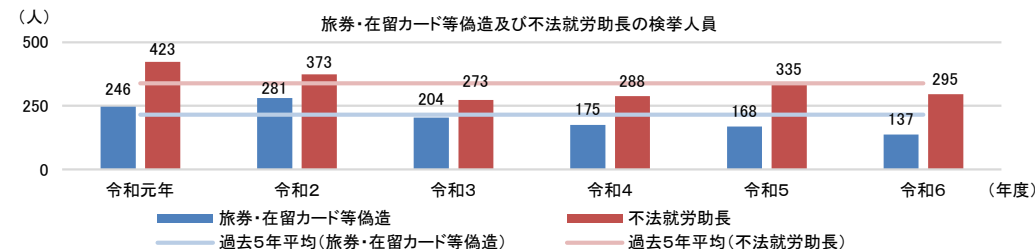
主な結果(指標・事例)

① 来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数(指標1)
(達成年:令和6年度)

達成目標:過去5年間の平均並みの水準を維持する ※令和6年度のうち、令和7年1月から3月までの数値は暫定値である

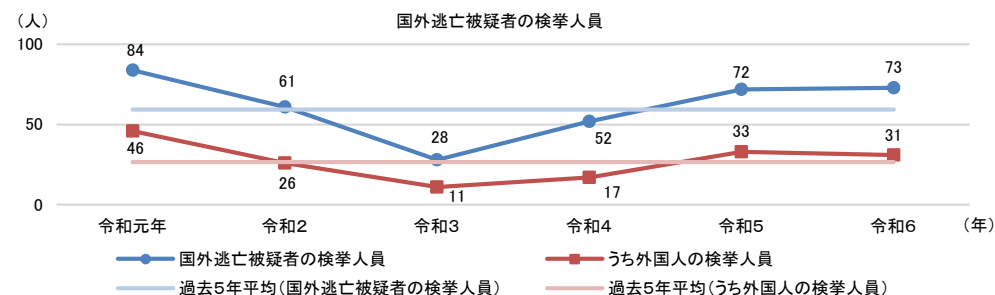
② 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙人員(指標2)
(達成年:令和6年度)

達成目標:過去5年間の平均並みの水準を維持する ※令和6年度のうち、令和7年1月から3月の数値は暫定値である



③ 国外逃亡被疑者の検挙人員(指標3)(達成年:令和6年)

達成目標:過去5年間の平均並みの水準を維持する



基本目標7 安全かつ快適な交通の確保

業績目標2 運転者対策の推進

令和7年8月
交通企画課・交通指導課
交通規制課・運転免許課

業績目標の説明

飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。

主な取組(令和6年度までの取組)

【交通安全教育等】

- (1) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発等の推進
- (2) 携帯電話使用等の「ながら運転」禁止に関する交通安全教育及び広報啓発等の推進
- (3) 高齢運転者に対する支援の充実

【指導取締り】

- (4) 交通事故防止に資する指導取締りの推進
- (5) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進

【道路交通環境の整備】

- (6) 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進し、視認性に優れた信号灯器、道路標識等を整備

【運転免許】

- (7) 運転技能検査及び認知機能検査による交通の危険を生じさせるおそれのある者への対策
- (8) 運転免許証等の自主返納制度の広報啓発

【自動運転】

- (9) 自動運転の拡大に向けた調査研究
- (10) 自動運転に係る事故原因の適正な究明

現状

- 我が国では、令和6年中の交通死亡事故2,598件のうち、
- 飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故646件(24.9%)
 - 70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故610件(23.5%)

であるなど、悪質性・危険性の高い運転や高齢者の運転に起因する交通死亡事故が依然として高い水準となっている。

課題

- 飲酒運転による交通事故は減少傾向にあるものの、飲酒運転による交通死亡事故は令和6年に増加に転じるなど、飲酒運転の根絶には依然として至っておらず、引き続き積極的な交通安全教育活動、広報啓発活動等を推進することが必要
- 携帯電話使用等による死亡・重傷事故が近年増加傾向にあることから、携帯電話使用等の「ながら運転」禁止に関する交通安全教育、広報啓発等を推進することが必要
- 交通事故死者数のうち高齢者が占める割合が依然として高く、ブレーキとアクセルの踏み間違いが多いなどの高齢運転者の特性及び事故特徴を踏まえた交通安全教育等を推進することが必要

- 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた、真に交通事故抑止に資する交通指導取締り及び交通事故事件の適正かつ緻密な捜査を推進することが必要

- 令和9年度末で電球式信号灯器の生産が終了するため、計画的かつ着実に信号灯器のLED化を推進することが必要

- 70歳以上の免許保有者が年々増加する中、70歳以上の免許保有者10万人当たりの交通死亡事故件数は70歳未満に比べ高い水準となっており、今後も高齢運転者対策を推進することが必要

- ロボットタクシーの実装を念頭に置き、交通関係法規上の課題等について検討する必要があるほか、自動運転に係る事故の原因究明を通じて再発防止を図ることが必要

【令和7年度の業績指標】(達成年:令和7年)

以下の指標について、それぞれ令和2年から29.6%以上減少させる。

【指標1】悪質性・危険性の高い違反(①飲酒運転 ②無免許運転 ③最高速度違反 ④信号無視 ⑤歩行者妨害等 ⑥指定場所一時不停止)に起因する交通死亡事故件数

【指標2】70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)

- 飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態の周知並びに車両等提供者等に対する罰則等の周知に係る広報啓発
- 飲酒運転に係る映像機器や飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進
- 「ながら運転」禁止に関する交通安全教育及び広報啓発
- 運転免許センター等の警察施設を活用した安全運転サポート車の普及啓発を推進

- 違反行為の未然防止に努めるとともに、飲酒運転等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進
- 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や、交通事故鑑識官等による客観的証拠の収集を実施するとともに、捜査幹部による捜査管理を徹底
- 飲酒運転の取締り強化のため、使用可能期間や使い勝手等に優れた飲酒運転取締り機材についての整備を推進

- 高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進

- 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を的確に実施
- 運転免許証等の自主返納(申請による運転免許の取消し)並びに運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード制度について、積極的な広報に努めるとともに、関係機関・団体等に働き掛け、自主返納者に対する支援措置を充実させることにより、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備

- 有識者を交えた調査検討委員会の開催、諸外国における制度に関する資料の収集・分析等を実施するなどした上で、自動運転の拡大に向けた交通関係法規上の課題等について検討
- 自動運転に係る事故の再発防止を図るため、事故原因の究明を推進

基本目標7・業績目標2

具体的な取組状況

交通安全教育等

R6-32

- (1) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発等の推進
 - ・ 警察庁において飲酒運転防止を啓発する映像資料を作成し、警察庁ウェブサイト及びYouTubeへ掲載するとともに、各都道府県警察において交通安全教育に活用
 - ・ 飲酒運転が多発する12月に、飲酒運転の防止に係る政府広報を実施
 - ・ 安全運転管理者に対するアルコール検知器を用いた運転者の酒気帯び確認等の義務化(令和5年道路交通法施行規則改正)に係る広報啓発を実施
 - ・ 自転車の酒気帯び運転の罰則整備(令和6年道路交通法改正)に係る広報啓発を実施
- (2) 携帯電話使用等の「ながら運転」禁止に関する交通安全教育、広報啓発等の推進
 - ・ ながら運転禁止に関するポスター・リーフレットを作成し、警察庁ウェブサイト及び政府広報オンラインにおける広報啓発を実施するとともに、各都道府県警察において交通安全教育に活用
 - ・ 自転車のながら運転の罰則整備(令和6年道路交通法改正)に係る広報啓発を実施
- (3) 高齢運転者に対する支援の充実
 - ・ 自動車メーカー等と連携し、運転免許センターや自動車教習所等において安全運転サポート車の試乗会の開催等の普及啓発を実施
 - ・ 警察庁ウェブサイトにおいて高齢運転者標識の活用について広報啓発を実施

指導取締り

R6-28

- (4) 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、特に飲酒運転については、取締り強化のため、使用可能期間や使い勝手等に優れた印字式アルコール検知器の整備を推進(令和6年度中の印字式アルコール検知器の整備台数は285台)
- (5) 初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の適用も視野に入れ、組織的かつ重点的な捜査及び正確かつ綿密な鑑識活動を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進(交通事故に係る自動車運転死傷処罰法による危険運転致死傷罪及び過失運転致死傷罪等事件の令和6年度中の送致件数は27万7,535件)

道路交通環境の整備

- (6) 高齢者が安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化や、道路標識の高輝度化等を推進し、安全で円滑な道路交通環境を整備(全国における信号灯器のLED化率は、令和6年度末時点で約77.9%)

運転免許

- (7) 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を的確に実施(令和6年度中の高齢者講習の受講者:387万3,772人、認知機能検査の受検者:283万4,847人、運転技能検査の受検者:15万6,376人)
- (8) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、運転免許証を返納しやすい環境を整備(令和6年度中の自主返納者数は42万7,914人(前年度比4万4,957人増)、運転経歴証明書の交付者数は31万6,005人(前年度比2万4,934人増))

自動運転

R6-30

- (9)(10) 有識者を交えた会議を開催し、システム開発者、研究者等からヒアリングを実施するとともに、諸外国における制度や国際的な議論に関する資料の収集・分析等を実施(令和6年度中の調査検討委員会開催回数4回、自動運転車事故調査委員会開催回数4回)。

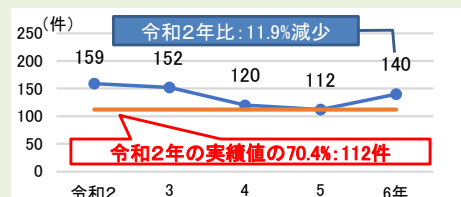
主な結果(指標・事例)

達成目標:いずれも令和2年から29.6%以上減少させる。

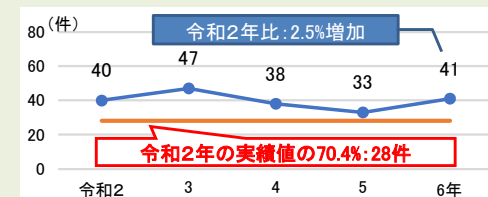
達成年 :いずれも令和7年

【指標1】悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

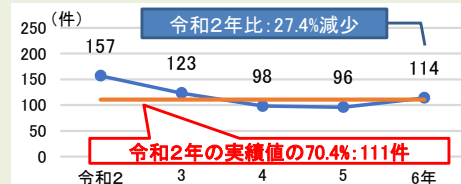
① 飲酒運転に起因する交通死亡事故件数



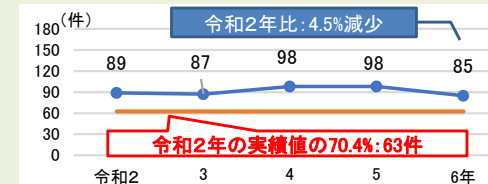
② 無免許運転に起因する交通死亡事故件数



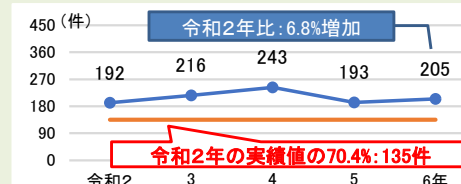
③ 最高速度違反に起因する交通死亡事故件数



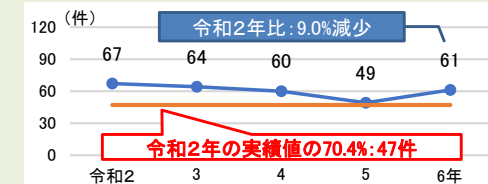
④ 信号無視に起因する交通死亡事故件数



⑤ 歩行者妨害等に起因する交通死亡事故件数

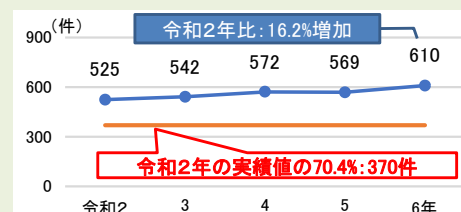


⑥ 指定場所一時不停止に起因する交通死亡事故件数

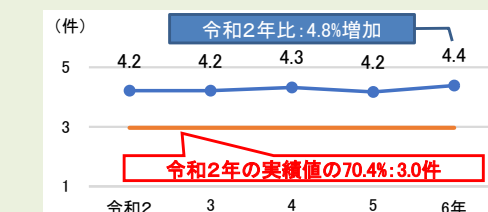


【指標2】70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数



70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数



基本目標8 国の公安の維持

業績目標4 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

令和7年8月
国際テロリズム対策課

業績目標の説明

諜報事案、北朝鮮による拉致容疑事案等、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、経済安全保障、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事象に的確に対処する。

現状

- 安全保障の裾野が経済や技術の分野に拡大し、また、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等における第三国を経由する迂(う)回輸出等、手口が悪質かつ巧妙化するなど、対日有害活動が多様化・潜在化
- 拉致容疑事案等の全容解明に向け、関係機関と連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査を推進
- ISIL、AQ及びその関連組織は、欧米権益等へのテロの実行を呼び掛けており、欧米権益が多数存在する我が国に対するテロの脅威が継続

【令和7年度の業績指標】

- ① 対日有害活動等に係る事案の検挙状況
→ 北朝鮮による拉致容疑事案等、中国等による対日諸工作、対ロシア制裁措置違反、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動等に対する取組を推進する。
- ② 国内における国際テロの未然防止
→ 国内外の機関との情報交換をはじめとして、関係機関との連携を強化するなどして、国内における国際テロが未発生の現状を維持する。

主な取組(令和6年度までの取組)

【対日有害活動や国際テロ等の未然防止や的確な対処のための体制強化】

- (1) 対日有害活動に関する情報収集・分析等に係る体制の強化
- (2) 必要な外国語能力を有する職員の能力向上

【国内外の関係機関との情報交換等の連携】

- (3) 各種会議等において、官邸、内閣官房等に政府の意思決定に資する情報を提供するなど、国内関係機関との情報交換を通じた関係強化
- (4) 外国治安情報機関等との緊密な連携・情報交換による関係強化

【国際テロ等の未然防止等に資する官民連携】

- (5) テロリストが利用するおそれのある事業者に対する情報提供を通じた関係強化
- (6) 技術情報等を取り扱う研究機関や企業に対して情報提供を行い、研究機関等による自主的な技術流出防止対策を支援するなど、対日有害活動等の未然防止のための官民連携の推進

課題

【対日有害活動や国際テロ等の未然防止や的確な対処のための体制強化】

- 諜報事案、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の犯行の手口が巧妙化していることを踏まえた情報収集・分析機能の更なる強化が必要
- 日々変遷する国際情勢や国外を拠点とするテロ組織等に関する高度な知識を有する人材の確保・育成が必要
- 警視庁公安部による逮捕や取調べが違法であったと認定された東京高等裁判所判決(令和7年5月28日)を受け、公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底が急務

【国内外の関係機関との情報交換等の連携】

- 経済安全保障の確保は政府全体の喫緊の課題であり、また大量破壊兵器関連物資等の拡散は国際社会における安全保障上の脅威であるところ、国内外機関との一層の連携・情報交換等が必要
- 政府のインバウンド政策推進に伴い、訪日外国人旅行者数の更なる増加が見込まれる中、水際対策を効果的に推進するために、関係機関との一層の連携が必要

【国際テロ等の未然防止等に資する官民連携】

- テロリストによる社会インフラの悪用を防止するため、官民一体となったテロに強い社会の実現を図ることが必要であり、特に、各種管理者が利用者について不審動向を把握した際に直ちに警察に通報がなされる協力体制の構築が必要
- 様々な経済活動を通じた技術情報等の国外流出等の対日有害活動等を未然に防止するためには、技術情報等を取り扱う企業等による自主的な対策等の官民連携が必要

今後の取組の重点(令和7年度以降の取組)

【対日有害活動や国際テロ等の未然防止や的確な対処のための体制強化】

- 対日有害活動への対策のための更なる体制強化
- 専科等を通じた更なる人材育成、対処能力の向上
- 緻密かつ適正な捜査の徹底

【国内外の関係機関との情報交換等の連携】

- 複雑化する国際情勢、脅威情勢等を踏まえた国内外の関係機関との更なる情報交換、取組等の推進
- 令和7年4月から開催中のお阪・関西万博に関して国内外の関係機関と連携した関連情報の収集の推進

【国際テロ等の未然防止等に資する官民連携】

- 各種管理者に具体的な着眼点や対応方法を分かりやすく説明するとともに、ロール・プレイング方式の訓練を推進
- 技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの実態を捜査等を通じて把握した上で、企業等に対してその手口や有効な対策について情報提供を行うなどの官民連携を推進

具体的な取組状況

対日有害活動や国際テロ等の未然防止や的確な対処のための体制強化

R6-40

- (1) 対日有害活動に関する情報収集や分析、共有等を推進・強化するための体制を強化
- (2) 外国語能力を含めた対日有害活動に対する能力の向上のための教養の実施

国内外の関係機関との情報交換等の連携

R6-40

- (3) ア 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に政府の意思決定に資する情報提供を実施
 イ 税関等の関係機関と緊密に連携して、情報の分析・収集、違法行為に対する取締りを推進
 ウ テロリストの入国防止のため、入管等の関係機関と水際関連情報の共有を実施
 エ 経済産業省や経済団体等と連携し、これらの関係機関・団体が所管している安全保障貿易管理に関する制度や、現に講じられている営業秘密の流出防止対策等についての情報提供を実施
- (4) ア 令和7年4月から開催中の大阪・関西万博に関して、外国治安情報機関等との連携の下、テロ関連情報の収集・分析を実施
 イ 諸対策に関する国際会議等に積極的に参加し、テロ関連情報の収集・分析能力や外国治安情報機関との関係等を強化

国際テロ等の未然防止等に資する官民連携の推進

R6-40

- (5) ア ホテル、インターネットカフェ等のテロリストが潜伏し、又は拠点とするおそれがある宿泊施設等及びテロリストに悪用されるおそれがあるレンタカー事業者に対して、ロール・プレイング方式の訓練を取り入れるなど、管理者対策を実施
 イ 爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対する管理者対策を実施
- (6) ア 技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの実態を捜査等を通じて把握した上で、技術情報等を取り扱う企業や研究機関に対してその手口や有効な対策についての情報提供を行う「アウトリーチ活動」の強化を通じ、企業等による対策の実施を支援（警察庁において、令和7年2月末時点で、延べ約3,300の企業等に対して情報提供を実施）。
 イ 関係機関等と協力し、北朝鮮による資金獲得活動を抑止するための官民連携に係る取組を実施

外部要素等

- 国内外の情勢の変化により、我が国の治安情勢に影響が生じた。

主な結果（指標・事例）

① 対日有害活動等に係る事案の検挙状況（達成年：令和6年度）

達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案等、中国等による対日諸工作等、対ロシア制裁措置違反、対北朝鮮措置違反、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動等に対する取組を推進する。

○ 北朝鮮に係る諸懸案の解決に資する事案検挙状況等

【事例1】 令和6年9月、山口県警察等9府県合同捜査本部は、経済産業大臣の承認を受けることなく北朝鮮産しじみを不正に輸入したとして、元貿易商社経営者等3人を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）で検挙した。

【事例2】 令和6年9月、静岡県警察は、北朝鮮IT労働者とみられる人物と共謀して不正にFX口座を開設したとして、日本人男性2人を私電磁的記録不正作出罪で検挙した。

【事例3】 拉致容疑事案等の真相解明に向け、特別指導班による都道府県警察に対する巡回指導等により、関連情報の収集、捜査・調査を推進した。

○ 中国に係る対日有害活動に対する事案検挙状況

【事例】 令和6年2月、警視庁は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した個人事業者を装い、持続化給付金の名目で現金をだまし取ったとして、中国人女性2人を詐欺罪で検挙した。（参考）

○ ロシアによるウクライナ侵略に対する制裁措置の実効性確保に資する事案検挙状況

【事例】 令和6年7月、大阪府警察は、経済産業大臣の承認を受けることなく、制裁措置によりロシア向けの輸出が禁じられている水上バイク等を、大韓民国を経由してロシアに輸出したとして、貿易会社経営者の男を検挙した。

② 国内における国際テロの未然防止（達成年：令和6年度）

達成目標：国内外の機関との情報交換をはじめとして、関係機関との連携を強化するなどして、国内における国際テロが未発生である現状を維持する。

【実績】 令和7年4月から開催中の大阪・関西万博も見据え、令和6年度中、官民一体となったテロ対策の推進、関係機関等との連携による水際対策（税関・入管等との合同対処訓練を実施）、外国治安情報機関と連携した情報収集・分析等（ローマ・リヨン・グループCTPSG会合に参加）を推進した結果、国内においては、国際テロの発生はなかった。

③ 諸外国との連携や官民連携に係る取組結果（達成年：令和6年度）

○ 北朝鮮に係る諸懸案の解決に資する関係機関等と協力した官民連携に係る取組の結果

【事例】 令和6年3月に外務省、財務省及び経済産業省と共同で「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発出するとともに、関係機関等と連携強化を図った。

○ 対日有害活動等の未然防止に資する諸外国との協力関係の構築に係る取組の結果

【事例】 令和5年8月の日米韓首脳会合の共同声明を受け、令和6年4月、ワシントンで日米韓輸出管理執行機関間会合が開催され、日米韓関係当局において不正な技術移転への対処に向けた情報共有及び更なる連携強化について合意した。

○ 経済安全保障の確保に資する官民連携に係る取組の結果

【事例】 令和6年11月、京都府警察は、関西文化学術研究都市に「けいはんな経済安全保障センター」（警察拠点）を設置し、企業等へ自主的な技術流出防止対策を支援した。

業績目標の説明

サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいることを踏まえ、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全・安心を確保する。

現状

- 情報窃取・暗号資産窃取や重要インフラ等の機能に影響を及ぼすことを目的としたサイバー攻撃が発生
- ランサムウェア被害が依然として高水準で推移
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額が約86.9億円（前年比+0.4億円）、クレジットカード不正利用被害額が過去最多の555.0億円（前年比+14.1億円）
- サイバー犯罪の検挙件数は、13,164件（前年比+685件）となり、過去最多

【令和7年度の業績指標】

① **サイバー事案の検挙状況等（指標1）**
→ サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。

② **サイバー事案の被害防止対策の推進状況（指標2）**
→ 関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。

主な取組（令和6年度までの取組）

【取締りの徹底】

- (1) サイバー事案への対処体制や部門間連携の更なる強化
- (2) サイバー特別捜査部及び都道府県警察サイバー部門への情報集約の強化、暗号資産追跡捜査の推進
- (3) サイバー空間の脅威への対処に関する国際連携の更なる推進
- (4) パブリック・アトリビューションの積極的な実施によるサイバー攻撃の更なる抑止

課題

【取締りの徹底】

- 匿名性の高い通信手段や暗号資産が悪用されていることから、サイバー事案の捜査には、高度な専門的知識・技能が必要不可欠
- 国境を越えて敢行されるサイバー事案の対処には、外国捜査機関等との連携や国際共同捜査への参画が不可欠であり、日本警察が国際捜査をよりリードしていくことが必要
- 情報窃取・暗号資産窃取等を目的としたサイバー攻撃が依然として発生しており、更なる抑止が必要

今後の取組の重点（令和7年度以降の取組）

【取締りの徹底】

- サイバー事案への対処体制や部門間連携の更なる強化
- サイバー特別捜査部及び都道府県警察サイバー部門への情報集約体制の強化、暗号資産追跡捜査等に係る情報の集約の推進
- サイバー空間の脅威への対処に関する国際連携の更なる推進
- パブリック・アトリビューションの推進によるサイバー攻撃の更なる抑止

【被害防止対策】

- (5) 生成AI等先端技術の活用による警察の対処能力の強化
- (6) 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
- (7) 社会情勢を的確に反映したインターネット・ホットラインセンター（IHC）及びサイバーパトロールセンター（CPC）の取扱情報の範囲の拡充や機能の更なる強化

【被害防止対策】

- 犯行に悪用されるサービスや犯行手口等は日夜変化しており、特に対策が遅れている地方銀行への時勢に応じた広報啓発が必要
- フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金及びクレジットカード不正利用の被害が依然深刻であり、官民連携の深化による対策の推進が必要
- 違法・有害情報が依然として氾濫しており、多様な主体によるサイバーパトロールを通じ、これらの早期発見・削除依頼の実施が必要

【被害防止対策】

- 関係機関・団体と連携した注意喚起や被害防止対策の更なる推進
- EC加盟店等との情報共有等の連携を強化し、ECサイトでの不正な取引等への対策を推進するため、個人情報保護委員会等関係機関との検討を推進
- サイバー防犯ボランティアの拡大・活性化に努め、サイバーパトロールによるフィッシングサイトの閉鎖を推進
- AIの活用による警察の対処能力の更なる強化や、社会情勢を的確に反映した取扱情報の範囲の見直し等による、IHC及びCPCの機能の更なる拡充

基本目標9・業績目標1

具体的な取組状況

取締りの徹底

R6-46

- (1) サイバー特別捜査隊をサイバー特別捜査部へ発展改組し、情報の収集、整理及び事案横断的な分析の体制を強化(令和6年4月)
- (2) サイバー特別捜査部において、暗号資産追跡結果等、都道府県警察から集約した情報を俯瞰(ふかん)的・横断的に分析することにより、上位被疑者の取締りを推進
- (3) 都道府県警察やサイバー特別捜査部が捜査で得た情報を外国捜査機関と共有するなど、国際共同捜査に積極的に参画
- (4) 国家を背景とするサイバー攻撃グループによるものとみられるサイバー攻撃に関し、国内外の関係機関と連携し、パブリック・アトリビューション等を実施

被害防止対策

R6-45

- (5) SNS上の犯罪実行者募集情報に対するAIを活用した個別警告の検知能力を向上するとともに、警告用アカウントのリプライ数の上限を引き上げ(令和6年11月)。また、CPCのAI検索システムの犯罪実行者募集情報等の検知能力を向上(令和7年2月)
- (6) フィッシング被害の急増を踏まえ、金融機関、EC事業者等の事業を所管する省庁に対し、フィッシングサイト対策に関する要請文を发出(令和6年12月)。また、各都道府県警察が把握した悪用されたクレジットカード番号を警察庁に集約し、国際ブランド各社へ一括して提供する仕組みを構築(令和6年12月)。
- (7) IHCの運用ガイドラインを改定し、有害情報であった犯罪実行者募集情報を違法情報(職業安定法違反)に位置付け(令和7年2月)。また、SNS事業者等に対し、犯罪実行者募集情報の削除依頼への迅速な対応に係る働き掛けを実施。

主な結果(指標・事例)

① サイバー事案の検挙状況等(達成年:令和6年度)

達成目標:サイバー事案に関する取締り、外国捜査機関等と連携した国際共同捜査への参画等を推進する。

令和6年のサイバー事案の検挙件数 3,611件(昨年比+608件)

【サイバー特別捜査部による不正送金グループ指示役検挙】

令和4年から5年までに発生した、SIMスワップという手口を悪用した組織的なインターネットバンキングに係る不正送金事件につき、サイバー特別捜査部が都道府県警察の捜査情報を集約・分析し、暗号資産追跡やSNSアカウントに係る捜査を実施した結果、犯行グループの実態を解明し、令和6年7月、指示役とみられる男を逮捕。((1)(2)関連)

【国際共同捜査への参画により、ランサムウェア攻撃グループの検挙に貢献】

EUROPOL主導のランサムウェア攻撃グループ「Phobos」に関する国際共同捜査につき、サイバー特別捜査部が独自に被疑者の特定に成功し、関係国捜査機関に情報提供した結果、令和6年11月、米国司法省が、同グループの運営者とみられるロシア人の男を起訴したことを発表。((1)(3)関連)

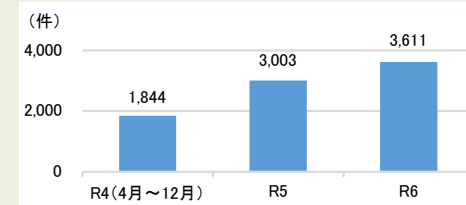


図 サイバー事案の検挙件数(令和4年～令和6年)

【北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループに関するパブリックアトリビューションの実施】

令和6年12月、警察庁、FBI等は、令和6年5月に北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が、日本国内の暗号資産関連事業者から暗号資産を窃取したと評価し、連名で公表。併せて、警察庁、NISC 及び金融庁の連名で注意喚起を実施。((4)関連)

② サイバー事案の被害防止対策の推進状況(達成年:令和6年度)

達成目標:関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進する。

【関係機関・団体への情報提供及び対策導入の働き掛け】

悪用されたクレジットカード番号を国際ブランド各社へ提供する仕組みの構築後、令和7年3月末までに52,445件のクレジットカード番号を国際ブランド各社に提供。((6)関連)

【社会情勢を的確に反映した取扱情報の範囲の拡充】

令和7年2月のIHCの運用ガイドラインを改定後、629件(改訂前2月:425件)を犯罪実行者募集情報と判断。

IHCからの削除依頼への対応の実効性を確保するために関係事業者との協議を実施した。

令和6年にIHCがサイト管理者等に対し犯罪実行者募集情報として削除依頼を実施した結果、85.1%(昨年:71.7%)が削除されるなど、迅速な削除が行われるようになった。((5)(7)関連)

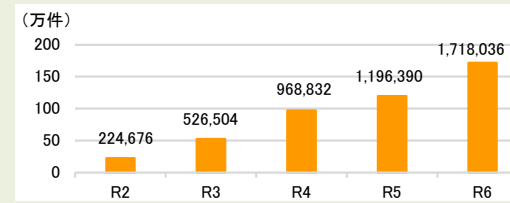


図 フィッシング報告件数(令和2年～令和6年)

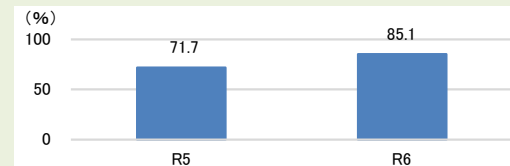


図 犯罪実行者募集情報の削除率(令和5年～令和6年)

外部要素等

- 令和6年の警察庁が検知した、サイバー攻撃の準備行為の可能性のある脆弱(ぜい)弱性探索行為の件数は、約9,520件/1IPアドレス(昨年比+375件)。
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯や、クレジットカードの不正利用被害につながるフィッシングの報告件数は、令和6年には約172万件(昨年比+約52万件)となり過去最多。

具体的な取組状況

人的基盤の強化

R6-47

- (1) 捜査員等に対する高度情報通信技術に関する教養(全国規模専科)及びサイバー事案への対処手法に関する教養(サイバー捜査実務に係る専科)の実施

中間指標：令和6年度研修終了者実績

全国規模専科：380人

サイバー捜査実務に係る専科：217人

- (2) 高度な能力を有する捜査員等の能力の更なる向上のための民間委託教養や電磁的記録の解析の実践的訓練の実施

中間指標：令和6年度民間委託教養受講者実績 133人

- (3) サイバーレンジを活用した実践的な捜査演習や大規模なサイバー攻撃を想定した訓練といった効果的な教養の実施

- (4) 捜査員等のサイバー事案対処に係る知識・技能を競うサイバーコンテストを開催

- (5) 令和5年度実施の教養における修了者へのアンケート調査結果を踏まえた講義内容の充実

- (6) 解析部門の人的リソースを最大限活用するため、各情報通信部の実情を踏まえ、職員を府県単位ではなく管区単位でより柔軟に運用するための取組を推進

物的基盤の強化

R6-45, 46

- (7) 各種資機材の増強・更新及び適正な運用のための職員への指導等を実施

- (8) いわゆる「闇バイト」による強盗事件等の実態解明に向け、パスワードが不明なスマートフォン端末や匿名性の高い通信アプリ等についても解析を行えるよう、資機材を充実・強化

- (9) 解析部門の物的リソースを最大限活用するため、各情報通信部の実情を踏まえ、解析用資機材を府県単位ではなく管区単位でより柔軟に運用するための取組を推進

外部要素等

- 社会全体でサイバー分野における高度な専門的知見及び技術を有する人材の重要性が高まり、人材確保をめぐる環境が年々し烈化。
- 情報セキュリティ技術及び暗号化技術の進展のほか、解析の対象となるデバイスの多様化・多機能化により、高度な情報技術解析の必要性は増大。

主な結果(指標・事例)

① 全国規模専科及びサイバー捜査実務に係る専科研修修了者へのアンケート結果等(達成年:令和6年度)

達成目標:前年度の専科入校者本人による教養内容のアンケート調査の結果を基に、今年度の専科等におけるアンケート評価がより良いものとなるよう、教養内容や教養方針を検討する。

【修了者アンケートの結果、要望事項を専科の内容に反映】

令和5年度の研修修了者アンケートから、「サイバーレンジの使用時間の拡充」、「演習の充実」等に関する要望が多数寄せられたため、令和6年度、サイバーレンジを活用した演習や訓練を拡大。

その結果、令和6年度のアンケートでは、全国規模専科で約91%、サイバー捜査専科で約98%が、専科に「満足している」旨回答。

一方、「授業内容のレベルが高度で理解できなかった」等の回答もあり、対象者の選定時に、知識・技術等の特性を十分に考慮する必要があることが判明。((3)(5)関係)

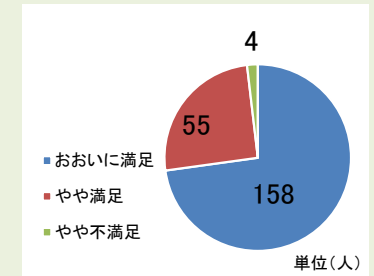


図 サイバー捜査実務に係る専科修了者アンケート結果(令和6年)

【追跡アンケートを実施し、実務に有用だった研修を把握】

令和6年度の研修終了者に対して、現場復帰後に追跡アンケートを実施したところ、約87%が専科の内容(各種ログの解析手法、不正プログラムの解析手法等)について「実務上も有用だった」と回答。また、「機器の解析」や「暗号資産」に関する実習等の要望があったため、教養内容への反映を検討。((5)関係)

② 資機材を活用した、サイバー事案の取締りの実施状況等(達成年:令和6年度)

達成目標:解析実績や技術動向等を踏まえ情報技術解析資機材の充実・強化を更に推進する。

【増加する解析要請への対応】

令和6年度までに各種解析用資機材の充実・強化及び効果的運用のための指導・教養を推進してきたところ、令和6年度においては、10,295件(前年比+449件)と、年々増加する都道府県警察からの解析要請に解析部門が対応((8)(9)関係)。

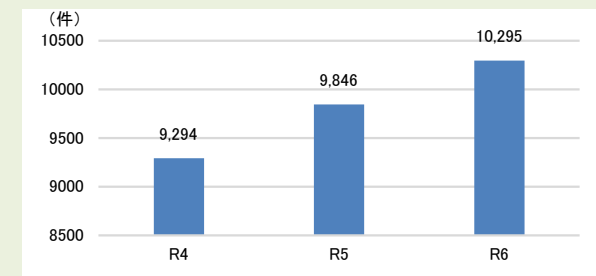


図 解析要請への対応件数(令和4年～令和6年)